

# 日本福祉大学 COVID-19 レポート

—本学における COVID-19 への対応(2020 年度～2022 年度)の総括—

## はじめに

2020年1月16日、日本で初めて感染者が確認された。その後、感染が急速に拡大するなかで、大学としては海外フィールドワークや大学行事の開催の有無の判断が求められた。

2月からは本格的な対応に着手していく。入試や学位記授与式、入学式など行事の対応、感染した学生・教職員への対応、感染防止にむけた学生指導（合宿やサークル活動等の規制含む）、キャンパス使用の制限など対策を講じた。そのなかで4月以降の授業・実習などの授業開講をどうしていくかを決定しなければならなかった。

こうした危機的な状況のなかで、児玉善郎学長のもと、以下の方針が確認された。

- ①「学生のいのち(感染防止)と学び(教育保障)を大切にす
- ②状況に応じて、関係者が一丸となって「臨機応変」に対応していく。

当たり前のようであるが、いのちと学びの両方を大切にするという方針を明確にした意義は大きい。感染対策として規制をどこまで強化するか、しかし一方で対人援助の専門職を養成する本学にとって、教育内容の質を低下させてはならない。このことのバランスをとって大学運営をすることは大変難しいことであった。

当初、COVID-19は未知のウイルスとされ、状況も情報も刻々と変化していた。まさに災害である。災害時の鉄則は「臨機応変」である。一度決定したからと言って、それに固執しては状況判断を誤ることにもなる。災害時は関係者が協力して対応せざるを得ない。

日本福祉大学はこうした方針のもと、緊急事態宣言が発令されるなかで、各キャンパスで感染対策を徹底しながら、学生たちの学びを保障していくために、遠隔授業への切り替え、現場実習の代替プログラムへの切り替え、様々な事情のある学生たちへの個別対応、保護者への説明などを教職員が一丸となって取り組むことができた。

COVID-19が長期化するなかで、対応ガイドラインの作成、生活に困窮する学生たちへの支援（緊急経済支援など）、また常に対面授業を再開するための準備もしてきた。

結果として2020年度中は遠隔授業を基本としつつ、その時々感染状況を踏まえながら部分的に対面授業を実施することとした。2021年度と2022年度は感染リスク回避の点で必要な範囲で遠隔授業を継続しながら段階的に対面授業に主軸を移しつつ、教育研究上の様々な制約条件の解除には、2023年5月にCOVID-19が5類に移行するまでの3年を要することとなった。

2023年4月には「withコロナ」として対応することを学長メッセージとして発出した。なぜなら本学には基礎疾患のある学生が多いこと。また医療・福祉の現場は現在も感染に対しての緊張が続いている。そこで感染対策はこれまで通り慎重に留意しながら、一方で新しいステージをめざすことを意図して「with」とした。それは3年前に戻るのではなく、この経験を生かして「学生の笑顔と語らいのあるキャンパス」にしていくという宣言である。

そのために『日本福祉大学 COVID-19 レポート』として、この3年間の取り組みを総括し、経験として残すべきこと、これから改善していくべきことについてまとめたものである。以下、第I章（学部教育）から第VI章（基盤整備・管理運営）まで領域ごとに本学の対応を総括する。

学長 原田正樹

## I. 学部教育領域

### 1. 学部教育全般

2020年4月における新型コロナウイルス感染拡大初期においては、授業開始を5月の大型連休後まで延期し、その間にZoomを用いた遠隔授業の実施を可能とする体制を構築した(学生、教員に対する利用説明含む)。以降、感染拡大状況に対応しつつ、遠隔授業と対面授業を併用して教育活動を継続した(22年度以降は対面授業を中心とする)。対面授業実施時には、可能な限り隣席との間隔を確保すること、換気を徹底することなどを、各キャンパスの状況に応じて実施したが、施設・設備の制約上十分な対応をとることができなかった部分も存在した。また、通信教育課程(福祉経営学部)においても、感染拡大当初は、一部スクーリング科目の閉講を余儀なくされたが、Zoomを用いたオンラインスクーリングを実施するなどの工夫により、教育を継続した。

各学部及び教務部の取り組みにより、新型コロナウイルス感染拡大状況下においても、感染防止と教育・学修活動推進の両立が図られた。遠隔授業導入に伴う学生の授業理解度や満足度の変化などに関しては、授業評価アンケートの分析等を通じて把握を行い、課題対応を継続的に行う必要がある。感染防止対策を機に、教員・学生の双方が、LMS(nfu.jp/スタディ)の本格的な活用を行うようになった。今後もICT利用教育のメリットを最大限有効活用するためにも、LMSの機能拡充を行いつつ、一層の利用促進を図る。対面授業を代替させるために導入した簡易オンデマンド型授業に関しては、大規模講義対応や実習対応の文脈において、一部学部において積極的に継続利用されている。教務上のルール策定の必要はあるものの、大学設置基準改正を受け、通学課程におけるオンデマンドコンテンツ利用に関して、より積極的な活用検討が望まれる。

### 2. 実習教育・フィールドワーク等の大学外の教育活動

資格課程を有する学部・学科、社会福祉実習教育研究センター、教職課程センターなどにより、所管省庁などからの要請にこたえつつ、コロナ禍における実習教育の在り方の検討が進められた。PCR検査の導入、実習前の健康観察、課外活動(一部授業参加)の制限など、実習先への新型コロナウイルス感染の可能性を可能な限り低減させる取り組みを実施した。実習先からの要請などにより、学内実習に切り替えざるを得ない場面も生じたが、その際もコンテンツや実習資料の作成と学部を超えた共有などにより、効果的な取り組みが推進できた。今後の実習教育においても活用されるべきものである。

学生の国内外でのフィールドワークも新型コロナウイルス感染拡大対策により大きな影響を受けた。担当部局・教員の工夫により、オンラインでのフィールドワークなどは継続され、その成果も確認されているが、「地域に根ざす大学」としての本学の教育上の大きな特長の一つである地域連携教育の安定的な実施に関しては継続的な検討を必要とする。

### 3. 学生生活

給付奨学金の採用人数の増加や緊急給付金などの枠拡大を受けて、学生部を中心に学修継続のための経済援助を迅速に展開した(経済的理由による休学・退学者はコロナ禍前と同程度の水準で推移している)。その他にも、同窓会など関連団体と連携したフードドライブの実

施など、学生の生活を守るための様々な取り組みを実施した。

正課活動と同じく、課外活動にも新型コロナウイルス感染防止対策は大きな影響を及ぼした。感染状況に応じ、強化指定・支援部、一般サークルに対して県外遠征、宿泊を伴う活動などの自粛や活動の全面停止などが要請された。活動を許可された時期においても、健康観察の徹底、監督者の帯同、活動回数の制限（一般サークル）などが求められ、学生の自主活動は大きく制約されることとなった。コロナ禍を経て、学生のサークル参加率の低下が懸念され、同じく学生自治会・大学祭実行委員会などの組織活性が低下している。学生活動の立て直しに、大学教職員がより積極的に関与すべき状況である。

障害学生支援に関しても、コロナ禍による支援学生数の減少により、本学の伝統である「ピアサポート」の継続が危ぶまれている。学生による支援の一部有償化など新しい枠組みでの対応を一部開始しているが、支援学生の組織化、活性化が大きな課題となる。

#### 4. 大学・大学院教育を支える付属・付置機関

付属図書館については非来館利用に対応したサービスとして、通信生に加えて通学生に対しても図書・文献郵送サービスを適用するとともに、貸出期間を延長した。(2週間→1か月)併せて、電子図書の拡充やオンライン上の学修支援サービスの実施、購入リクエスト等の関連サービスのオンライン化など非来館利用に資する基盤整備を進めた。

また日本語教育センター、教育実践研究センターの下で実施される日本語教育関連の講座や教員免許更新講習、地域の小学校でのトワイライトスクール等の諸事業について、時々の感染状況に応じて、対面、オンライン、ハイブリッドなど多様な開催方法を導入することで機動的に対応した。

【第 I 章文責：副学長（教学） 中村信次】

## II. 大学院教育領域

### 1. 在籍期間の保障

2020～2022 年度の3カ年にわたり、全ての専攻で COVID-19 感染拡大の影響を事由とする休学者に対して、通算休学期間の延長に関わる特則を適用した。これにより、医療・福祉等の現場で働いている社会人院生が、安心して学位取得に向けて取り組むことができた。社会人、とりわけ医療・福祉のエッセンシャルワーカーが多数在籍する本学大学院として、適切な対応ができたと考える。

### 2. オンライン(Zoom)の導入

全専攻で授業、研究指導、論文発表会にオンライン(Zoom)を導入したことにより、授業等を計画どおりに実施することができ、滞りなく学位取得者を輩出することができた。

とりわけ通信課程では、従来インターネットによって実施してきた授業や研究指導を、Zoom を用いてリアルタイムで実施することが可能になったことにより、院生の満足度が向上し、教育効果が高まった。また、Zoom による院生の自主学習会が発足し、現在も継続している。Zoom により、これまでできなかった院生間の交流を生むことができた。

国際社会開発研究科(通信課程)では、海外フィールドワークが実施できなくなり、オンライン形式でのインタビュー調査に代替した。フィールドワークの効果とは異なる面もあるが、海外についての学びや研究交流の選択肢を増やすことができた。期間中に開催した20周年記念事業(ハイフレックス)では、海外在住の修了生の参加が叶い好評であった。

全体として、今後も大学院教育の中で Zoom を活用することによって、教育・研究・交流の選択肢を増やし、効果を上げる可能性があることが実証できた。

### 3. 実習教育

社会福祉学研究科心理臨床専攻では、学外実習の一部中止が発生し、新規開拓・確保を行った。また、一部は代替措置(学内課題補填)を講じたが、教育計画どおりに受験要件となる実習を実施することができた。

### 4. 博士学位授与

COVID-19 の影響により医療・福祉現場や当事者を対象とする調査を延期した院生が多数いたことから、博士学位審査の申請者が減少している。今後、研究の遅れがみられる院生が、在籍期間内に学位取得できるようサポートすることが課題である。

【第II章文責：副学長(研究・連携) 小松理佐子】

### Ⅲ. 研究領域

#### 1. 教員の研究活動

COVID-19 の感染拡大の防止のために、研究出張の自粛を要請した。2020 年 6 月に自粛要請を解除した後は、「研究出張にあたっての留意事項」を通知し（随時更新）、国内出張にあたっては事前の届出を求め、総合研究機構長が許可する形とした。国外については、引き続き自粛を要請したが、2022 年 6 月に、条件を付して認めることとした。

COVID-19 のフェーズの変化に応じて、随時「出張に関する留意事項」を通知することにより、教員が安心・安全に研究活動に取り組むことができた。

#### 2. 学内研究助成制度

2021 年 10 月の学内研究助成制度国際学术交流（研究者短期海外招聘事業）の 2 次募集にあたり、オンラインでの開催も助成対象とすることとした。オンライン開催を助成対象に加えたことで、海外との研究交流を継続することができた。オンラインの活用は国際交流の促進につながることを確認でき、COVID-19 後にも有効であると考えられる。

#### 3. 研究会・研修・セミナー等の事業の実施

感染拡大が始まった時期に計画していた一部の研究会等は中止としたが、2020 年度後期移行は、オンラインを導入することにより計画通りに事業を実施することができた。回を重ねる中で、対面が適した内容とオンラインが可能な内容とを整理し、効果的な方法を見出すことができた。

従来は対面でなければ効果がないと考えられていた研修について、オンラインの経験を通して、オンラインであっても効果的に実施する手法を見出すことができた。また、オンラインを導入したことにより、対面では参加が得られにくい遠方に住む人や子育て中の人などの参加を得ることができ、今後もオンラインを効果的に活用していきたいと考えている。

そのためには、オンラインやハイフレックスで実施するための情報機器の整備、オペレーターを担う人材の配置について検討する必要がある。

【第Ⅲ章文責：副学長（研究・連携） 小松 理佐子】

#### IV. 地域連携推進機構領域

##### 1. 地域連携活動

地域連携活動に関しては、COVID-19の影響により、多くの事業が制限されることとなった。今後、新型コロナの5類への移行とともに、対面型の活動が見込まれるが、コロナ禍を経て、学生への動機付きや活動へのきっかけづくりが求められる。

他方で、地域連携活動をより柔軟に展開するために、オンライン形式の活用についても検討し、必要に応じて取り組んで行くことが求められる。

##### 2. 生涯学習センター講座

講座に関しては、2020年度の緊急事態宣言の発出により、講座の閉講及び延期を余儀なくされたが、学生との導線分離、感染症対策、3密回避により、一部講座を再開することができた。2021年度より、Zoomによるオンライン講座を開講することにより、愛知県以外の他府県から多くの参加者が受講した。

今後は、受講生のニーズを把握しつつ、オンライン講座と対面講座双方の拡充を引き続き検討していく。COVID-19の影響により、受講生が減少したため、広報活動に注力し、多様な世代の参加者が受講できるように立案し、実施する。

【第IV章文責：学長補佐（地域連携・国際）、地域連携推進機構長 吉村 輝彦】

#### V. 減災連携・支援機構領域

##### 1. 減災支援教育研究センター

提携社会福祉法人災害担当者研修は、感染症拡大の状況に応じて関係法人との合意形成を図り適切な対応を行った。オンライン型の研修では、参加に係る時間とコストの節減効果があり、対面に比べてより多くの提携社会福祉法人からの参加が得られた。

研修については COVID-19 後においても、見学実習や実践演習など対面が望まれるもの、オンライン形式による効果が得られるもの、の選択肢を念頭に、参加者ニーズを把握して開催計画を立てることが有効であると考ええる。

一方、学内における学生対象の減災オリエンテーションはオンラインで実施したこともあり、学生の実施率が低下したことが課題として浮き彫りとなった。

##### 2. 災害ボランティアセンター

現地での災害ボランティアができない状況の中、オンラインでの研修会や企画に参加しつつ、何ができるのかを模索する3年間となった。

災害ボランティアセンターは、学生主体の組織としてこれまで数々の活動を行ってきたが、先輩から後輩への口承によるところが大きく、また、これまでの情報や記録がまとめられていない現状が明らかになった。今後、来るべき災害への備え、および活動のネットワーク化・継続性のためにも、貴重な活動の記録やアーカイブが必要である。

【第V章文責：学長補佐（教育改革・学生支援）、減災連携・支援機構長 野尻 紀恵】

## VI. 基盤整備・管理運営領域

### 1. 大学事業全体のオンライン移行に係る基盤整備

2020年1月以降の世界的なパンデミックの発生と2020年4月7日からの緊急事態宣言発出に至る日本国内の情勢の推移を踏まえて、学長会議（学長、副学長、学長補佐で構成）での複数回の検討を経て、①2020年度の授業開始日を5月11日に変更するとともに、②当面の措置として6月27日までのZoomによるオンライン授業への全面切り替え（以降、段階を追って授業方法を判断）と教学系諸会議の遠隔開催を決定した。

かかる方針を受けて、非常勤を含む全教職員を対象に「ブレイクアウトルーム」機能を含むZoomの有償ライセンスを4月下旬までに必要数、取得するとともに、授業開始日までに学生、教職員双方にマニュアルとヘルプデスクを整備した。また希望する教員向けに各キャンパスでZoom使用説明会を実施した。

また、2020年度時点では学生のPC必携化を行っていなかったため（2021年度以降は必携化に移行）、オンライン授業の参加時のPC及びネットワークに係る推奨環境を周知して、PC貸与を希望する学生に大学が所有する端末を貸し出した。

### 2. 学生に対する経済支援

2020年度前期中に経営・教学合意のもとで、本学学生に対する総合支援対策として以下の施策を実施した。

- 1) 経済困窮学生（通学生・通信生）への支援策として以下2つの学内奨学金を大幅に拡充
  - (1) 経済援助給付奨学金（40人枠→240人枠）
  - (2) 経済援助学費減免奨学生（新規100人）(\*）応募状況等の実際のニーズを踏まえながら経年で通常の募集枠に漸減
- 2) 通学学生に対するネットワーク環境整備等の受講環境を支援するため一律30,000円を給付。
- 3) 学費延納の一部条件緩和
- 4) 除籍内示取消手数料の免除
- 5) 緊急貸与奨学金（無利子貸付）の実施

### 3. 感染情報収集の学長への一元化と情報公開

学生、教職員間で感染者が発生した際には、各キャンパス事務室において地域の保健所と連携しながら当人への自宅待機指示及び行動記録の聞き取りと濃厚接触が疑われる学内関係者を特定して、即時、学長会議に状況を進達することで情報の一元管理を徹底した。

進達の後、学長会議においてクラスター発生等、特段の対応の要否を判断するとともに、学長より大学構成員（全専任教職員）に状況報告を行うとともに、学園広報室よりwebを通じた感染情報についての情報公開を常時、実施した。

【第VI章文責：大学事務局長 大口 将】